

地方消費税に関する報告書

平成23年3月

神奈川県地方税制等研究会

はじめに

平成21年12月28日、神奈川県地方税制等研究会は、「地方消費税のあり方」の検討について神奈川県知事から諮詢された。

これを受け、当研究会は、「地方消費税に関するワーキンググループ」を設置し、地方消費税導入の経緯を明らかにした上で、現行制度の問題点として、まず、清算基準を取り上げ、精緻な清算基準の構築に向けた検討を行うとともに、地方財政の現状と将来推計を踏まえながら、地方消費税の税率引上げによる地方税源の充実・強化について議論を深め、一定の結論を得ることができた。

また、こうした理論的な研究に止まらず、地方消費税の税率が引き上げられた場合の実務的な課題として、都道府県の賦課徴収体制についても検討を加え、終章として「地方消費税のあり方に関する提言」をとりまとめた。

現在、国では、「社会保障と税の一体改革」に向けた議論が行われており、本年6月には、消費税の扱いを含めた政府としての考え方をとりまとめることとしているが、これまでの国の議論は、年金・医療・介護のいわゆる高齢者3経費の財源確保に焦点を当てた議論が中心であり、地方の税財源の充実を図る観点からの検討は行われていない。

国による社会保障は、年金・医療・介護といった現金給付が中心であるのに対し、地方自治体は、地域の実情に即した人的・物的サービスを提供しており、こうした地方自治体のサービスと国による現金給付が一体的に供されることにより、はじめて国民が安心できる社会保障制度が実現すると考える。

今後、国・地方、それぞれの立場から、消費税・地方消費税の税率引上げに向けた議論が本格化していくものと思われるが、本報告書がその一助となり、実りある議論が展開されることを望むものである。

なお、当研究会では、客観的データに基づく検証を行いながら、理論上の地方消費税のあり方について議論を行い、税率の引上げが必要であるとの結論に至っている。

一方、現実問題として、今般の東北地方太平洋沖地震の影響などを考慮すると、税財政に関する議論に不透明感が増すことは避けられない状況となっているが、税負担を増大させるなど、国民生活に大きな影響を及ぼす事項については、社会経済情勢を勘案しながら、政治的判断が行われるべきであろう。

末尾になったが、当研究会を代表し、東北地方太平洋沖地震の被災者の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げる。

平成23年3月29日

神奈川県地方税制等研究会

座長 堀場勇夫

神奈川県地方税制等研究会委員名簿

役 職	氏 名	所 属	職
座 長	堀 場 勇 夫	青山学院大学	経済学部教授
委 員	望 月 正 光	関東学院大学	経済学部長
〃	中 里 実	東 京 大 学	大学院法学政治学研究科教授
〃	青 木 宗 明	神 奈 川 大 学	経営学部教授
〃	沼 尾 波 子	日 本 大 学	経済学部教授
〃	諸 富 徹	京 都 大 学	大学院経済学研究科教授

神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ委員名簿

(「地方消費税」に関するワーキンググループ)

役 職	氏 名	所 属	職
委員長	望 月 正 光	関東学院大学	経済学部長
委 員	関 口 浩	法 政 大 学	社会学部教授
〃	半 谷 俊 彦	和 光 大 学	経済経営学部教授
〃	吉 村 政 穂	横浜国立大学	大学院国際社会科学研究科准教授
〃	高 井 正	東京市政調査会	主任研究員

目 次

序 章 報告書の構成と概要	1
第1章 地方消費税導入の経緯	
1 消費税と消費譲与税の創設	2
2 地方消費税の創設	4
3 賦課徴収体制	5
4 地方消費税の税率	5
5 市町村への交付	7
第2章 清算基準の見直し	
1 地方消費税の税収の帰属	8
2 「消費に相当する額」の構成	9
3 地方消費税の清算基準と問題点	10
4 都道府県産業連関表・県民経済計算による清算基準の構築	11
5 経済センサス	14
第3章 地方消費税充実の必要性	
1 地方財政の現状と将来推計	16
2 地方税財源を充実・強化する必要性	18
3 地方消費税の充実（なぜ、地方消費税なのか）	19
第4章 地方消費税の税率水準の検討	
1 税率水準の設定	22
2 シミュレーションの概要	24
第5章 譲渡割に係る賦課徴収体制	
1 本則規定に基づき賦課徴収を行う必要性	25
2 賦課徴収コスト	26
3 課題	26
第6章 その他の論点	
1 透明性・信頼性の確保	28
2 負担の逆進性の緩和	29
終 章 地方消費税のあり方に関する提言	30

～序章～ (報告書の構成と概要)

消費税及び地方消費税の税率について、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）の附則では、「消費税については、（略）消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討する、地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とされている。

こうした中、国では、社会保障と税の一体改革に向けた議論が行われており、本年6月に一体改革案を策定することとしているが、これまでの国の議論においては、地方の税財源の充実を図る観点からの検討は行われていない。

国の社会保障関係費は、年金・医療・介護など制度化された現金給付が主体である。これに対し、地方自治体は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、住民生活に不可欠な幅広い社会保障サービスを提供しているが、今後、少子高齢化に伴う財政需要の増加により、地方財政は圧迫され、社会保障をはじめとする現行の行政サービスすら安定的に提供できなくなる懸念がある。

こうした状況を踏まえ、本報告書では、地方消費税導入の経緯を明らかにした上で、現行の清算基準の見直しに向けた検討を行うとともに、地方財政の現状と将来推計を基に、地方税源を充実・強化する必要性について検討し、地方消費税の税率引上げが必要であると結論付けている。

併せて、現行の譲渡割に係る賦課徴収体制の課題を整理し、地方消費税の税率を引き上げる場合には、都道府県自らが賦課徴収を行うべきであることを提言している。

そして、以上の議論の総括として、「地方消費税のあり方に関する提言」を終章としてとりまとめ、当研究会からの提言とした。

なお、地方消費税の税率引上げは、消費税と一体での議論が想定されるが、地方消費税と消費税を合わせた税率水準を議論する場合には、負担の逆進性の緩和などについても検討していくことが必要である。

今回の諮問内容が「地方消費税のあり方」であることを踏まえ、本報告書では、こうした課題について詳細な検討は行っていないが、今後、地方税制のあり方を検討する中で議論を深めていくこととした。

第1章 地方消費税導入の経緯

地方消費税は、平成9年の導入以降、安定的かつ地域偏在性の少ない都道府県の基幹税として重要な役割を果たしてきた。

今後、地方分権の推進や社会保障関係費をはじめとする財政需要の増加に伴い、地方消費税はさらに重要な税目になっていくものと考えられるが、国と地方自治体の財源不足が顕在化する中で、地方消費税の税率水準をどうすべきか、賦課徴収体制はどうあるべきか、清算基準は適切かなど、検討すべき課題が多い。

これらの課題の検討に当たっては、どのような議論を経て税率水準が決定されたのかなど、地方消費税が導入された経緯を確認することが必要であることから、本章では、導入時の背景や議論も含め、その経緯を明らかにする。

1 消費税と消費譲与税の創設

- 昭和63年の政府税制調査会の議論では、給与所得に税負担が偏りサラリーマンの重税感・不公平感が募っていることや、物品税等の個別間接税における課税品目や税負担に不均衡が見られるなどの問題点が指摘されていた。こうした問題に対処するため、個人所得課税における税負担の一層の軽減・合理化を進め、併せて、個別間接税を抜本的に改革し、消費一般に広く薄く負担を求める間接税制度の導入が必要とされた。
- こうした背景の下、平成元年の税制改革で消費税が導入され、これに伴い、都道府県税である料理飲食等消費税及び娯楽施設利用税は縮減され、市町村税である電気税、ガス税及び木材引取税は廃止することとされた。
- 消費税の導入に当たっては、個別間接税の縮減・廃止に伴う減収額の補填や個人住民税の減税財源の確保の必要性等から、消費税の一部を地方独立税である地方消費税とすることが検討された。しかしながら、制度の簡素化の要請や納税者の事務負担の問題等により地方消費税の創設は見送られ、消費税収の地方自治体への配分は、消費譲与税の創設及び地方交付税の対象税目への追加によって措置されることとなった。
- 税制改革に伴う地方財政措置は、図表1及び2のとおりであり、消費譲与税は消費税の導入に伴い調整対象となった地方の個別間接税の代替財源として、都道府県と市町村の間接税の減収額を勘案し、消費税収の5分の1を配分することとされた。
また、消費税の地方交付税への繰入率については、個人住民税の減税に伴う減収額を勘案して24%とされたが、税制改革に伴う地方財政措置全体としては、9千億円近い減収超過となった。

図表1

平成元年税制改革に伴う地方財政措置

(単位：億円)

税目	減収額	消費税収の配分額	消費譲与税・交付税の区分
1 地方税			消費譲与税（消費税の1／5）
個人住民税	△ 20,832		10,885
法人住民税	△ 9,213		
法人事業税	△ 625	1,003	
個別間接税 (消費税との調整)	△ 10,994	10,994	10,885
2 地方交付税	△ 9,338	9,338	109
合計	△ 30,170	21,335	10,450 地方交付税（消費税の24%）
			減収超過額 △ 8,835

平成元年 改正地方税制詳解より

図表2

地方間接税増減収見込額と消費譲与税額

(単位：億円)

改正事項	道府県税	市町村税	計
地方間接税の減収額（合計）	△ 6,049	△ 4,945	△ 10,994
1 たばこ消費税の税率調整	△ 175	△ 308	△ 483
2 娯楽施設利用税の改組	△ 586		△ 586
3 料理飲食等消費税の改組	△ 4,834		△ 4,834
4 電気税の廃止		△ 4,530	△ 4,530
5 ガス税の廃止		△ 93	△ 93
6 木材引取税の廃止		△ 14	△ 14
7 不動産取得税の新築住宅等 特例控除額の引き上げなど	△ 454		△ 454
消費譲与税額	5,937	4,948	10,885

平成元年 改正地方税制詳解より

2 地方消費税の創設

- 平成5年の政府税制調査会では、個人所得課税の軽減と消費税の税率引上げについて議論が行われた。この議論では、地方分権が大きな政策課題となっている中で、個人所得課税の軽減の一環として個人住民税が軽減される場合には、減税財源は地方独立税源による補填が不可欠であることや、税制全体が所得から消費へとシフトしていく中で、地方税源としても消費課税を導入していくことが必要との主張がなされ、地方消費税創設に向けた動きが本格化した。
- こうした中、全国知事会など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、「抜本的税制改革に当たって消費譲与税の地方消費税への組み替えに関する緊急要望」をとりまとめ、
 - ① 高齢化社会への対応など地方税源の確保が不可欠であること
 - ② 消費税導入当時は、新税の円滑な導入に地方としても協力するため、やむを得ずその一部を消費譲与税化したこと
 - ③ したがって、今回の抜本的税制改革に当たっては、地方自治の原点に立ち返り、消費譲与税の地方消費税への組み替えを行うことが主張された。
- 「消費譲与税の地方消費税への組み替え」については、これを推進する立場からは、譲与税では住民と地方自治体との関係が切断されており、住民の地方行政への監視機能が働き難く、地方責任の原則、地方分権の視点からは基本的に認め難いという意見があった。これに対し、消費譲与税は、国の恣意的なコントロールが働かない法定の基準で配分されており、財源の少ない地方自治体に財源を付与する観点や納税者の事務負担を勘案すると、消費譲与税を地方消費税に組み替える必要はないのではないかとの意見があった。
- このように、この問題に関しては賛否両論が示されたが、結果的に、政府税制調査会の答申では、譲与税は税源の偏在等のための例外的な間接的賦課徴収形態であり、消費譲与税は税源の普遍性、税収の大きさ、一般財源性のいずれの観点からも他の譲与税と異なっていることは明白であり、地方分権や地方税の原則の観点から、消費譲与税は、本来、地方独立税として仕組むべきであるとの見解が示された。
- こうした見解の下、政府税制調査会では、理論的には小売売上税が地方の消費税としてなじみやすいと指摘した上で、小売と卸売の分別が難しいなど課税上の課題が多いだけでなく、国税として消費税が存在している上に地方税として小売売上税を創設した場合には、納税者の理解が得られないと考えられるため、小売売上税の実現は困難であると判断し、小売売上税に代わる「現実的な代替案」として地方消費税が検討されることとなった。

- 地方消費税の検討に当たっては、「最終消費地と税収の帰属地の不一致の解消」や「納税義務者の事務負担の軽減」が大きな課題として提起され、地方消費税創設に向けた障害となっていた。こうした課題に対し、
 - ① 地方消費税は各流通段階において、原産地原則に基づき都道府県が課税（徴収）するが、税収配分は仕向地原則に基づき消費に関連する指標により都道府県間で清算し、最終消費地と税収の帰属地の一致を図る
 - ② 当分の間、譲渡割に係る賦課徴収事務を国（税務署）に委託することとされ、消費譲与税に代えて、都道府県税としての地方消費税が創設されることとなった。

3 賦課徴収体制

- 地方消費税は「消費譲与税の組み替え」として検討されたことから、納税者間には、事務手続きを煩雑にするだけであるとして、導入に反対する動きがあった。こうした状況を踏まえて、地方消費税導入に伴う納税者の事務負担の軽減を図るため、地方消費税の賦課徴収事務は、国が消費税と併せて行うこととされた。しかしながら、このような賦課徴収事務の国への委託は、地方税のあり方として異例のものであり、国の消費税が先行して導入された中で地方消費税を創設するという特別な事情の下で導入された制度であることから、譲渡割については、原則的形態でないことを示すため「当分の間」の措置とされている。
- なお、こうした賦課徴収体制については、地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成6年11月24日 参議院地方行政委員会）において、「地方消費税の徴収については、納税義務者の事務負担等を勘案し、当分の間、国に徴収を委託することとしているが、地方税は本来地方団体が賦課徴収すべきものであることから、今後その在り方について検討すること」とされている。

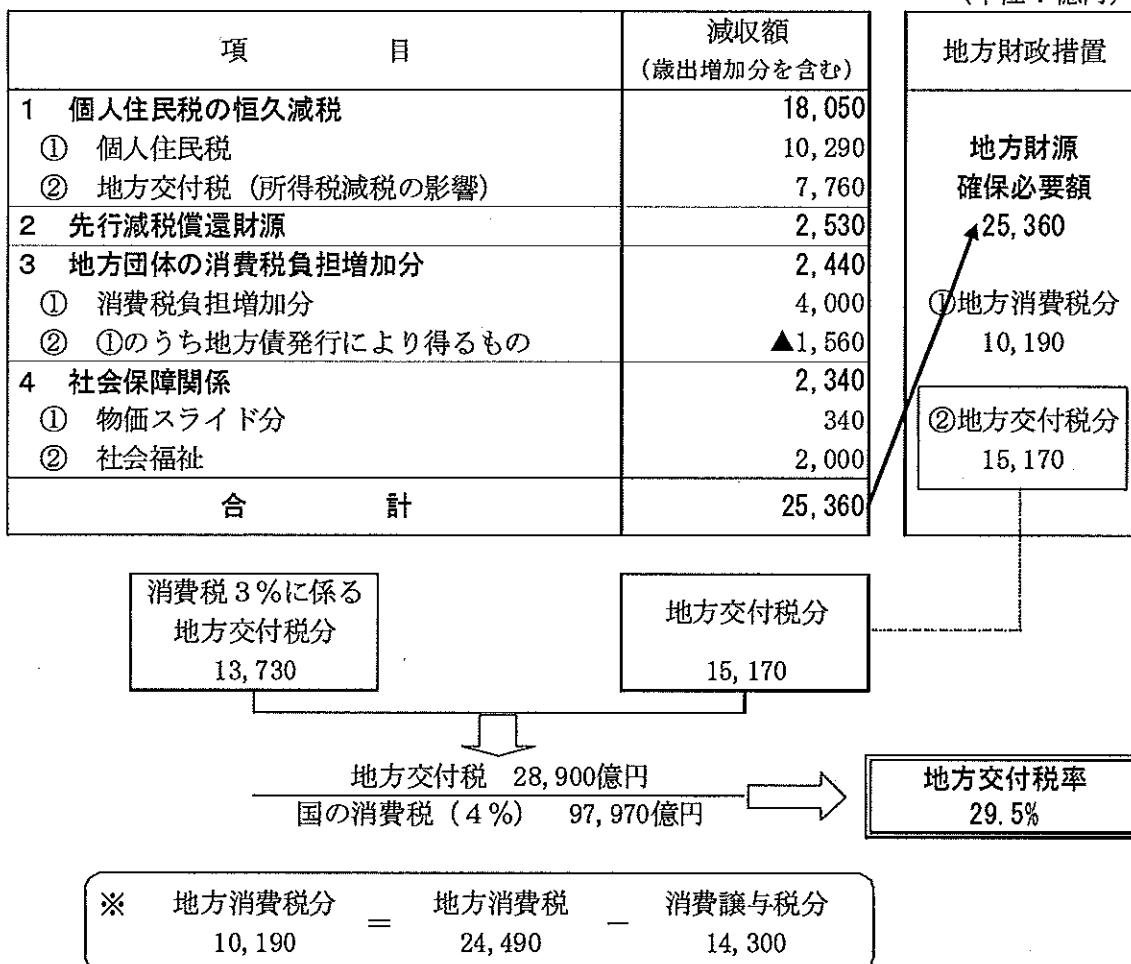
4 地方消費税の税率

- 地方消費税の税率は、消費譲与税の廃止と個人住民税の減税による減収の補填に要する額を勘案しつつ、地方消費税の実質の負担率が消費者にとってわかりやすいものであるべきことを考慮して、消費税額の100分の25、すなわち消費額の1%相当として設定された。この税率水準については、地方の減収規模を勘案すると更に上乗せする必要があったため、消費税の地方交付税への繰入率を24%から29.5%に引き上げることにより、地方自治体の減収額に見合う形で地方財源の確保が図られた。

図表3

平成6年税制改革に伴う地方税財政措置

(単位：億円)



注) 社会福祉経費(2,000億円)が措置されているが、これは国庫補助事業における義務的経費に見合う財源配分である。したがって、地方の自主財源の増加は図られていない。

平成6年抜本改革版 改正地方税制詳解より

- このように地方消費税の税率は1%相当とされ、地方消費税と消費税を合わせた税率は5%とされたが、この税率水準については、税制改革関連法の附則に「検討条項」が設けられ、
 - ① 社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点
 - ② 地方の行政改革の推進状況
 - ③ 非課税等特別措置に係る課税の適正化の状況
 - ④ 地方財政の状況
 などを総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずることとされた。
- この検討条項に基づき、政府税制調査会で検討が行われ、平成8年6月21日、「消費税率に関する意見」として、次のとおり意見がとりまとめられた。

「平成6年秋の税制改革は、増減税を一体として実施することで、税制面からわが国の構造改革を進めるものであり、税制改革関連法に法定された5%の消費税率は、既に先行実施されている所得税・個人住民税の恒久減税と概ね見合うものである。（略）わが国の財政は危機的な状況に立ち至っており、また、高齢化の進展に伴い、社会保障の費用の増加が確実に見込まれる。このため、現状を放置すれば財政の構造はさらに悪化することが懸念される。したがって、法律の規定どおり消費税率は平成9年4月1日から確実に実施する必要がある。」

- 以上の経緯から明らかなように、消費譲与税は、消費税の導入に伴う地方の個別間接税の廃止等に対する補填財源として創設されたものであり、また、地方消費税の税率及び消費税の地方交付税への繰入率は、消費譲与税の廃止と個人住民税の減税に伴う減収額と見合う形で設定されたものであることから、地方消費税の導入による地方自治体の実質的な歳入の増加は図られていない。
- このように地方消費税の税率は、税収中立の制度設計の中で設定されたが、将来的な社会保障費の増大と共に伴う国民負担の増加が不可避であることは、平成9年の消費税率引上げ（地方消費税の導入）時点において、既に問題点として指摘されていた。
- すなわち、平成9年1月の政府税制調査会の答申（「これから税制を考える」）では、「わが国の少子・高齢化は一層進展しており、21世紀には世界に例を見ない少子・高齢社会が到来する。今後、高齢化の更なる進展による社会保障費の増大などにより、租税と社会保険料負担を合わせた負担（国民負担率）は上昇していかざるを得ない」として、将来的には国民負担の増加が不可避であると指摘している。

5 市町村への交付

- 平成6年の税制改革では、市町村についても消費譲与税の廃止と個人住民税の減税に伴う減収を補填する必要があるため、地方消費税の2分の1を市町村に交付する交付金制度が創設された。市町村への補填については、消費譲与税では譲与税の総額の11分の5が市町村分とされていたが、地方消費税導入以降は、各都道府県の清算後の税収額の2分の1を管下の市町村に交付することとされた。
- したがって、市町村にとっては自らが属している都道府県の地方消費税の税収の動向がそのまま自己の交付額に影響するため、市町村は交付金額を増やすためには、地域の活性化等に努めながら消費活動を活発にすることが要求される。つまり、市町村も税源涵養に努めることにより交付金額の増額確保が可能となることから、地方消費税は、都道府県と市町村の共同の独自財源としての性格も有することとなった。

第2章 清算基準の見直し

地方消費税の創設に当たっては、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」の解消を図るため、地方消費税の税収を、仕向地原則に基づき消費に関連する指標によって都道府県間で清算することとされ、現行の清算基準が導入された。

この清算基準については、最終消費地と税収の帰属地が一致しているか否かの十分な検証は行われておらず、また、非課税部門の最終消費額を「消費に相当する額」に算入しているなどの問題点も指摘されている。

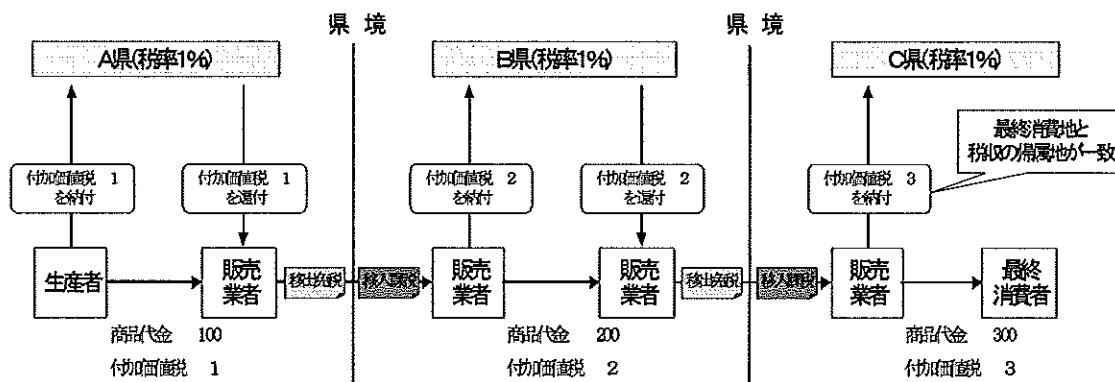
本章では、現行の清算基準の問題点を整理した上で、るべき税収配分方式について検討するとともに、今後清算基準への活用が予定されている経済センサスに基づく税収配分についても検討を行う。

1 地方消費税の税収の帰属

- 多段階型の付加価値税における税収帰属の仕組みとしては、商品が生産された国（地方自治体）に税収を帰属させる「原産地原則」と、最終消費地に税収を帰属させる「仕向地原則」の2通りの方法がある。
- 原産地原則においては、輸出（生産）段階において付加価値税を課税し、輸入段階では課税されない。このため、例えば、自国よりも付加価値税率の低い国から商品を輸入した場合には、自国の高い税率が適用された商品（国産品）と他の低い税率の商品（輸入品）が混在する結果となり、国内市場において公平な競争が阻害される。
- 一方、仕向地原則は、最終消費地と税収の帰属地を一致させる制度であるため、生産者から最終消費者に至る流通過程において国を跨ぐ場合には、個別取引ごとに、国境（税関）で輸出免税と輸入課税の手続きを行うこととなる。これにより、輸入品についても自国の付加価値税の税率が適用されるため、国内市場における輸入品と国産品との公平な競争が担保され、経済的合理性が確保される。
- このことを多段階型の付加価値税を地方税として仕組む場合の県境間取引について見てみると、図表4のとおり、本来的には、個別の取引ごとに県境税調整を行い、A県からB県、B県からC県に移出するごとに移出免税と移入課税を行わなければならない。個別取引ごとに、移出免税と移入課税を行うことにより、最終消費者が所在する場所（最終消費地）で付加価値税の納付が行われることとなり、最終消費地と税収の帰属地が一致し、仕向地原則を実現することができる。

図表4

個別取引ごとに仕向地原則を実現するケース（多段階型の付加価値税を地方税として仕組む場合）



- しかしながら、現実には、県境には税關等の県境管理機構が存在しないため、県境税調整を行うことは困難である。このため、地方消費税では、徴収は原産地原則に基づき行うものの、税収配分はマクロ税収配分方式を採用し、「消費に相当する額」に基づきマクロ的に税収の清算を行い、最終消費地と税収の帰属地の一致を図ることとされている。
- なお、消費型付加価値税の負担に対する受益は、付加価値の「生産」段階ではなく、「最終消費」段階における行政サービスからの受益と解され、住民への生活関連の行政サービスからの受益に対する負担として、課税根拠を見出すことができる。こうした観点からも、地方消費税の税収を最終消費行為が行われる地方自治体に帰属させることが根拠付けられる。

2 「消費に相当する額」の構成

- 以上のような理由から、地方消費税はマクロ税収配分方式を採用しているが、仕向地原則に基づき、精緻な地方消費税のマクロ税収配分を行うためには、各都道府県（最終消費地）の「消費に相当する額」を適切に把握し、それに応じた税収配分が実施されなければならない。
- ここで、地方消費税の清算に用いられるべき「消費に相当する額」について検討してみると、「消費に相当する額」は、課税部門の取引における最終消費額と、税が累積している非課税部門の仕入額の2つに大別される。このうち、課税部門の最終消費額は、民間最終消費支出及び居住用住宅投資に区分される。
- 他方、非課税部門（金融・保険部門、不動産部門、教育・医療・福祉サービス部門）については、売上は課税対象とならないため税は発生しないが、その売上に対応する仕入税額控除は制度上否認され、非課税取引における仕入額は、課税対象となる。このため、非課税部門の仕入額を産業部門ごとに合算し「消費に相当する額」として計上することが必要となる。

- また、国と地方自治体の一般会計における財政支出は、仕入税額控除の特例として課税売上における税額と仕入における控除税額が同額とみなされるため、消費税の申告義務はないとされている。したがって、一般会計における財政支出は、事実上、非課税として取り扱われているため、仕入部分についても、課税対象として「消費に相当する額」に加算されなければならない。
- 以上のことから、地方消費税の清算に用いるべき「消費に相当する額」は、
 - ① 民間最終消費支出額
 - ② 居住用住宅投資額
 - ③ 金融・保険部門における課税部門からの仕入額
 - ④ 不動産部門における課税部門からの仕入額
 - ⑤ 教育・医療・福祉サービス部門等における課税部門からの仕入額
 - ⑥ 国と地方自治体の一般会計における課税部門からの仕入額
 を合算した額となる。

3 地方消費税の清算基準と問題点

- 地方消費税の清算は、商業統計に基づく小売年間販売額とサービス業基本統計に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額（8分の6）、国勢調査に基づく人口（8分の1）、事業所統計に基づく従業者数（8分の1）により「消費に相当する額」を算出した上で、その割合に応じて各都道府県に税収を配分している。つまり、二つのマクロの指定統計によって最終消費額を直接把握し、そこで把握されない部分を人口及び従業者数によって代替することにより清算基準としている。
- こうした現行の清算基準は、統計上の制約から、①捕捉すべき最終消費額が除外されている（通信、政府部門など）、②非課税部門の最終消費額が含まれている（住宅賃貸料、社会保障など）、③税が累積している非課税部門の仕入額が把握されていない、④税を帰属させるべき最終消費地における最終消費額が適切に把握されていない（最終消費額を「購入地」において把握している）、などの問題点が指摘されている。（※1）
- 一方、カナダの協調売上税（HST）では、付加価値の発生地で徴収された総税収額を、マクロ税収配分方式によりHST導入各州の最終消費額に応じて配分しているが、地域産業連関表を活用することによって、精緻な税収配分を可能としているため、地方消費税で指摘されているような問題は生じていない。（※2）

(※1) ①～③の理由により、現行の清算基準の「消費に相当する額」のカバー率は、産業連関表から求められる清算基準対象額の6割に止まり、現行制度が想定している75%よりも大幅に少ない。

(※2) カナダのマクロ税収配分方式については、持田信樹・堀場勇夫・望月正光著、『地方消費税の経済学』、有斐閣を参照。

4 都道府県産業連関表・県民経済計算による清算基準の構築

(1) 産業連関表に基づく「消費に相当する額」の算定

- 産業連関表は、都道府県における全ての最終消費額を把握している統計指標であり、また、産業部門ごとに集計された指標であることから、地方消費税における課税部門と非課税部門を容易に区分することができる。このため、非課税部門の最終消費額を除外した上で、非課税部門の仕入額を算入するなど、捕捉すべき最終消費額を適切に把握することができる。
- また、消費段階を対象とした「需要サイド」（最終消費地）に関する指標であるため、需要サイドから最終消費地に帰属する最終消費額をマクロ的に「消費に相当する額」として求めることができる。
- 具体的に、金融・保険部門を例として非課税部門の仕入額を算出すると図表5のとおりである。

産業連関表の縦列は、各産業部門における仕入額（中間投入額）を示すことから、図表5のEは、金融・保険部門における仕入額の合計額を表している。この合計額から、金融・保険部門における課税部門からの仕入額を抽出すると、清算基準に用いられる「消費に相当する額」に計上すべき額を算出することができる。

具体的には、金融・保険部門における「消費に相当する額」は、課税対象部門の行の中間投入額の合計額（A+B+…）、若しくは、合計額（E）から非課税部門の行の中間投入額を差し引いた額（E-C-D-…）となる。

なお、国と地方自治体の一般会計における仕入額についても、ほぼ同様の分析手法により算出することができる。

図表5

産業連関表における『非課税』部門への中間投入額の算出方法

非課税部門への中間投入額 = 非課税部門【内生部門計】(E) - 非課税部門からの中間投入額(C+D+……)											
		消費税の 課税対象部門		消費税の 非課税対象部門		最終需要				輸入 (控除) C	国内 生産額 D
中間 投 入	需 要 部 門 (買 い手)	中間需 要		計		消 費	固 定 資 本 形 成	在 庫 出	計 B		
		1 耕 稲 農 業	10 食 料 品	74 金 融 ・ 保 険	92 教 育	A					
		耕 稲 農 業	食 料 品	金 融 ・ 保 険	教 育	B					
		10 食 料 品				C					
		74 金 融 ・ 保 険				D					
		92 教 育				E					
		(内 生 部 門)		(最 終 需 要)							
				(外 生 部 門)							
		計 E									
		諸要税の 非課税対象部門		○ 非課税部門に対する中間投入額の算出方法							
		付 加 価 値		例) 『074 金融・保険』 (=非課税部門) に対する中間投入額 【含む】『074 金融・保険』の列に対する課税対象部門の行の中間投入 ([A] + [B] + …)							
		.		【除く】『074 金融・保険』の列に対する非課税対象部門の行の中間投入 ([C] + [D] + …)							
		(控除) 补助金		※ 『074 金融・保険』に対する中間投入額 = [E (列合計)] - [C] - [D] - … = [A] + [B] + …							
		計 F									
		国内生産額 G									

平成22年1月 財團法人地方自治情報センター「地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書」より

(2) 産業連関表に基づくマクロ税収配分方式

- こうした分析を都道府県ごとに実施し、地方消費税の清算基準における「消費に相当する額」を算出した上で、都道府県ごとのシェア（配分割合）を求め、これを総地方消費税額に乗じて各都道府県に帰属する地方消費税額を確定することとなる。 (※3)
- 図表6は、産業連関表に基づくマクロ税収配分方式により各都道府県に税収配分を行った場合のシミュレーションである。

この試算によると、現行の清算基準よりも配分額が増加する都道府県は、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、奈良県などであり、これらの県では「消費に相当する額」に占める民間最終消費支出が高い割合を示していることが共通する特徴である。

また、北海道では、「消費に相当する額」のうち、国と地方自治体の一般会計における仕入額が非常に大きいため、これが配分額を増加させる要因となっていると考えられる。
- 図表6では、国内における全ての最終消費額（民間及び政府の最終消費額）を把握した上で、非課税部門の最終消費額を除外し、税が累積している非課税部門については仕入額を把握するなど、現行の地方消費税の清算基準で指摘されている問題点は全て解消している。

(※3) 産業連関表に基づくマクロ税収配分方式については、別添「地方消費税の税収配分シミュレーション」を参照。

図表6

都道府県産業連関表に基づく地方消費税の配分シミュレーション

番号	都道府県	民間最終消費支出 ①	居住用住宅賃貸 ②	金融・保険業 ③	不動産業 ④	教育・福祉 ⑤	公共部門 ⑥	現行の消費税率 におけるシェア [%]		左の地方消費税額 におけるシェア [%]		地方消費税率 におけるシェア [%]	
								産業連関表に 算出した消費基準 に相当する額 ⑦(=①～⑥の合計)	現行の消費税率 におけるシェア [%]	現行の地方消費税額 〔B〕 [1%]	現行の地方消費税額 〔A〕 [1%]	地方消費税率の 増差 〔A-B〕 [1%]	
1	北海道	7,286,374	528,466	242,940	124,818	99,640	1,412,668	10,589,906	4.880220717201	121,449	4.4709827671220	111,269	
2	青森	1,208,023	99,630	40,355	17,247	231,212	297,414	0.8729561425574	21,725	1.057401390401	26,316	△ 4,590	
3	岩手	1,351,454	117,121	48,869	20,378	207,824	2,052,827	0.9459801691746	23,543	0.9889532030202	24,612	△ 1,069	
4	宮城	2,411,613	272,324	67,456	38,546	331,190	431,373	3,553,502	1,6375,86136592	40,753	1.8545492898976	45,679	△ 4,926
5	秋田	1,239,874	91,399	31,450	15,444	178,533	319,207	1,875,887	0.8644429859956	21,513	0.82369719741884	20,499	1,014
6	山形	983,473	96,230	38,502	17,605	185,361	283,089	1,604,259	0.7392718432775	18,398	0.8619339273612	21,451	△ 3,053
7	福島	2,071,620	178,750	73,248	26,420	308,760	364,172	3,022,980	1,3320443879642	34,669	1.5003194618820	37,338	△ 2,670
8	茨城	3,134,266	403,407	85,089	40,968	383,108	691,286	4,738,123	2,1742824060947	54,111	2,1742824060947	54,111	△ 227
9	栃木	2,134,925	282,008	62,042	28,371	368,474	313,663	3,189,352	1,4597116137563	36,577	1.5761396008427	39,235	△ 2,649
10	群馬	2,194,862	255,469	69,474	28,872	302,586	372,517	3,123,780	1,43949488587172	35,825	1.5363473378640	38,500	△ 2,410
11	埼玉	7,057,406	1,006,003	218,750	138,485	907,246	965,215	10,288,055	4,7409236186866	117,987	4,6385625478304	115,938	2,050
12	千葉	7,268,974	1,011,022	175,883	101,386	683,439	738,361	9,979,045	4,5985261671794	114,444	4,2568161322331	105,939	8,504
13	東京	17,241,790	2,173,952	1,804,882	630,435	3,619,334	4,171,746	29,647,140	13,6619435114221	340,005	13,8132506498910	343,770	△ 3,766
14	神奈川	11,043,144	1,302,039	283,678	180,587	1,222,487	1,030,480	15,062,425	6,9410405015520	172,742	6,39957124499884	159,266	13,476
15	新潟	2,454,586	290,354	83,728	41,450	361,433	569,281	3,800,831	1,7514923344226	43,589	1.8431451855873	45,870	△ 2,281
16	富山	1,649,723	133,927	47,670	18,682	197,273	255,534	2,282,206	0.82955250452	26,173	0.82955250452	26,633	5,540
17	石川	1,248,828	137,656	44,172	21,666	273,854	276,921	1,967,127	0.90644880441693	22,560	0.9262384477070	23,051	△ 492
18	福井	885,185	84,928	31,559	8,302	134,025	238,647	1,382,646	0.6371485259053	15,857	0.63216329519880	15,733	124
19	山梨	911,655	96,520	28,248	12,508	174,653	227,900	1,451,484	0.668870333862	16,646	0.6760840280909	16,826	△ 180
20	長野	2,425,471	275,431	77,883	39,055	287,482	388,101	3,493,424	1,60983535741485	40,064	1.7473410643118	43,486	△ 3,422
21	岐阜	2,216,385	259,584	75,723	26,904	336,491	408,666	3,323,753	1,5316460789119	38,118	1.5326028474863	38,640	△ 522
22	静岡	4,174,178	568,718	154,557	65,621	512,977	639,009	6,115,061	2,8179317786121	70,130	3,0687038831553	76,371	△ 6,241
23	愛知	11,092,362	1,155,181	306,046	133,659	1,071,973	1,086,442	14,845,064	6,8408765832474	170,249	6,1594716382632	153,291	16,958
24	三重	2,506,349	254,982	65,595	33,768	311,437	324,653	3,496,794	1,6113865316896	40,103	1.38350862931341	34,431	5,671
25	滋賀	1,307,814	200,644	43,754	26,603	187,425	195,988	0.9004333330222	22,409	0.9231830190492	22,975	△ 566	
26	京都	2,675,758	307,807	102,060	41,593	434,628	405,873	3,967,719	1,8283973174576	45,503	2,1110101868844	52,539	△ 7,036
27	大阪	11,130,905	1,073,018	391,373	196,729	1,698,140	1,000,401	15,491,565	7,1383352322004	177,652	7,3282360676935	182,378	△ 4,726
28	兵庫	6,064,872	663,107	194,663	95,720	859,856	724,596	8,602,814	3,9643337909612	98,660	4,0077252749196	99,740	△ 1,980
29	奈良	1,532,827	158,608	43,726	19,513	220,114	170,351	2,145,339	0.9886113881768	24,604	0.8883790263309	21,362	3,241
30	和歌山	1,091,671	98,503	42,175	13,341	151,721	262,645	1,628,055	1,7502374382355	18,671	0.61784971382355	16,885	2,066
31	鳥取	580,944	51,618	19,759	6,186	113,152	157,385	929,044	0,4281204408801	10,655	0,45104780334997	11,156	△ 571
32	島根	740,951	57,423	22,880	9,786	132,488	267,482	1,231,021	0,5672769570146	14,118	0,5224813481826	13,003	1,115
33	岡山	2,104,413	218,153	66,465	27,216	327,188	323,805	3,067,241	1,4134406550337	35,176	1,42134337090965	35,373	△ 197
34	広島	3,045,009	323,072	123,094	44,887	505,606	636,287	4,707,925	2,1694978134842	53,992	2,2137068762087	55,093	△ 1,100
35	山口	1,665,246	131,822	47,952	17,061	171,501	284,624	2,408,798	1,1100181065172	27,625	1,0267824340859	25,554	2,071
36	徳島	792,936	555,951	28,092	10,527	160,386	186,974	1,255,164	0,5784024923005	14,395	0,561447871813	13,973	422
37	香川	1,086,825	110,068	39,348	15,217	171,417	149,645	1,7246103585456	17,035	0,7951533229916	19,789	△ 1,754	
38	愛媛	1,471,149	144,471	43,588	17,163	309,738	321,805	2,205,722	1,0164936972573	25,976	1,0071301905384	25,054	2,322
39	高知	883,658	57,097	25,494	9,942	171,501	183,464	1,331,156	0,613420983238	15,266	0,5666243867502	14,102	1,165
40	福岡	4,938,926	555,951	177,243	36,239	971,443	736,318	7,486,121	3,4497412641403	85,854	3,9298664104828	97,803	△ 11,949
41	佐賀	771,290	80,667	26,609	8,434	145,445	121,361	1,211,361	0,5582172699947	13,892	0,6136820993515	15,272	△ 1,380
42	長崎	1,380,944	92,869	38,769	17,312	272,127	288,578	2,090,599	0,96333961965457	23,976	1,0223714456518	25,693	△ 1,717
43	熊本	1,680,119	165,909	49,749	22,833	346,526	317,804	2,582,941	1,1902653810189	29,622	1,3692166004179	34,076	△ 4,454
44	大分	1,316,883	118,930	38,054	15,801	245,105	256,114	1,991,867	0,9178868679573	22,843	0,9209568572397	22,920	△ 76
45	宮崎	1,147,214	87,417	30,927	12,785	187,411	239,481	1,724,494	1,724,494	1,724,494	0,838614297898	20,871	△ 1,093
46	鹿児島	1,796,573	132,573	52,883	19,355	345,094	429,347	2,776,086	1,279271214245	31,837	1,1983080626686	29,822	2,015
47	沖縄	1,059,888	136,885	25,496	15,747	282,430	344,206	1,864,662	0,85927030110	21,385	0,852154770934	21,208	177
計		146,459,567	16,122,982	5,832,652	2,555,881	22,081,148	23,953,091	217,005,289	100,00000000000	2,488,700	100,00000000000	2,488,700	0

備考1 ①については、平成15年の標準税率を適用。②については、平成15年の標準税率を適用。③については、平成15年の標準税率を適用。

2 地方税抜額については、平成22年度の標準税率を適用。

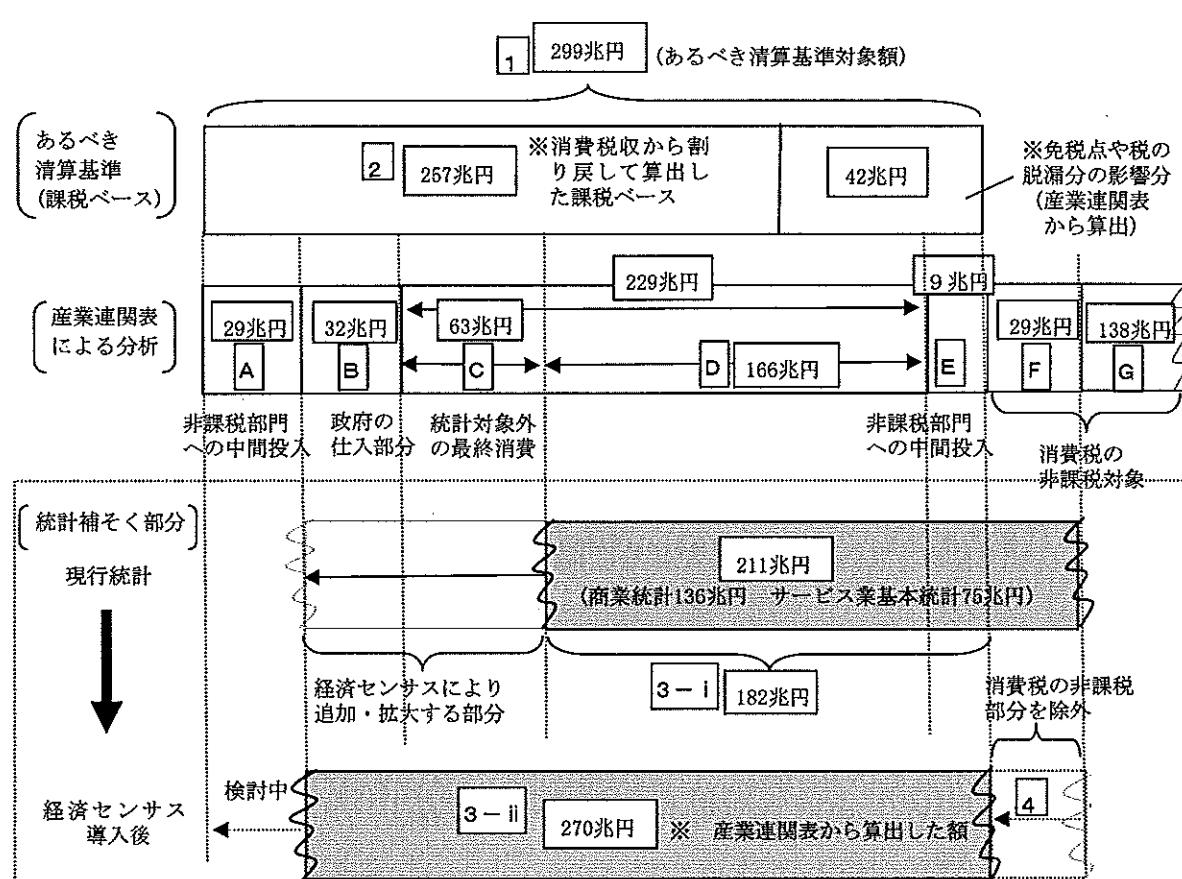
5 経済センサス

(1) 導入の経緯と清算基準への活用

- 以上のとおり、産業連関表に基づくマクロ税収配分方式は、地方消費税の清算方式として最も精緻な方式と考えられるが、都道府県の産業連関表は法定の指定統計ではなく、現状ではその精度が低いため、ただちにこれを用いて清算を行うことは現実的ではない。
現在、国では現実的なアプローチとして、経済センサスを活用した清算基準を構築することにより、現行の清算基準よりも精緻な税収配分が可能となるよう検討が行われている。
- 産業を対象とする現行の大規模統計調査は、農林水産業、製造業、商業、サービス業などの大きく区分された産業分野ごとに、それぞれ異なる年次及び周期で実施されており、これらの大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における包括的な産業構造統計を作成することができない状況にある。経済センサスは、包括的な産業構造統計の整備を目的として実施され、商業統計やサービス業基本統計はこの経済センサスに統合される。
- 現在の商業統計における調査内容については、経済センサスに統合された後においても基本的に大きな変更点はないものの、サービス業に関する調査については、現行のサービス業基本調査と比較すると、調査対象分野の大幅な拡大などの変更が加えられていることから、地方消費税の税収配分にも影響を及ぼすこととなる。
- 図表7を見ると、産業連関表から求められる、理論上のあるべき清算基準対象額299兆円に対して、経済センサス導入後に統計により把握できることとなる最終消費額は270兆円であり、そのカバー率は90%程度となることが見込まれる。経済センサスの導入により、現行の清算基準では「消費に相当する額」に組み込まれていない、国と地方自治体の一般会計における仕入額や通信・政府部門等の最終消費額が把握できるだけでなく、非課税部門を清算基準のベースから除外することが可能になるため、経済センサスの導入が清算基準の精緻化に一定の役割を果たすことが期待できる。 (※4)

(※4) 理論上のあるべき清算基準対象額については、平成22年1月 財団法人地方自治情報センター『地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書』を参照。

図表 7



平成22年1月 地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書より

(2) 経済センサスに基づく清算基準の課題

- 経済センサスは購入段階を調査対象としているため、結果として「供給サイド」（購入地）の指標となっている。税収を最終消費地に帰属させる仕向地原則の観点からは、消費段階を調査対象とした「需要サイド」（最終消費地）の指標を用いた方が望ましい。
- 経済センサスは全業種を対象としており、民間最終消費額は全て把握できていると考えられることから、残りの約10%は、統計調査でカバーできていない医療・教育等の非課税部門への中間投入額であると考えられる。
今後、統計調査でカバーできない医療・教育等への中間投入部分について、どのような代替指標を用いていくのかが、検討課題となる。

＜まとめ＞

地方消費税の税収配分は、仕向地原則に基づくマクロ税収配分方式により最終消費地と税収の帰属地の一致を図ることが求められているが、現行の清算基準は、統計上の制約から「消費に相当する額」が適切に把握できていない。

今後、国で検討している経済センサスの導入により、清算基準の精度が相当程度向上することが期待されるが、将来的には、都道府県産業連関表を整備した上で、より精緻なマクロ税収配分方式を構築していくべきである。

第3章 地方消費税充実の必要性

現行の地方消費税の税率は、消費譲与税の廃止と個人住民税の減税による減収分の補填に要する額を勘案して設定されている。換言すれば、地方固有の税源の廃止等に伴う減収分との見合いの中で地方消費税の税率が設定されていると言える。

本章では、こうした地方消費税導入の経緯を踏まえた上で、地方財政の現状や将来推計を考慮しながら、地方消費税の税率引上げの必要性について検討する。

1 地方財政の現状と将来推計

(1) 都道府県・市町村の財政状況と将来推計（全国ベース）

ア 都道府県

- 平成21年度においては、景気の悪化や税還付金の増加等により、地方税収（地方税から税還付金を差し引いた金額）は、約15兆8,500億円となり、前年度対比で約3兆9,000億円（19.7%減）の大幅な減少となっている。これに対し、扶助費は、生活保護費の増加等により約450億円増加（5.1%増）し、約9,000億円となっている。
- こうした状況に対し、都道府県は約3兆円（100.2%増）の臨時財政対策債の発行などにより対応しているが、この結果、地方債現在高は約2兆5,000億円増加し、約82兆8,000億円となった。
- 国の「中期財政フレーム」に基づく全国知事会の試算では、地方一般財源総額が今後3年間同額であるとしても、社会保障関係費等が増加するため、平成25年度の都道府県の財源不足額は約6兆7,000億円にまで達する見込みとなっている。（※5）

イ 市町村

- 地方消費税は都道府県税であるが、都道府県と市町村との共同の独自財源としての性格も有している。したがって、地方消費税について議論する場合には、当然、市町村の財政状況についても検証する必要がある。
- 平成21年度においては、住民税の大幅な減少の影響により、地方税収は約18兆7,000億円となり、前年度対比で約8,700億円減少する一方、生活保護費の増加等により扶助費が約5,600億円増加し、依然として硬直的な財政構造が続いている。
- 平成22年度以降の4年間では、社会保障関係費のうち医療給付費・後期高齢者医療制度などの義務的経費は、約1兆3,000億円増加していく見込みである。

（※5）都道府県及び市町村財政の将来推計における前提条件については、全国知事会「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」（平成22年7月改定）を参照。

る。こうした社会保障関係費の義務的経費に加え、公債費が約9,000億円増加し、これらの合計は約2兆2,000億円に達する見込みであり、今後、社会保障関係費や公債費などの義務的経費が市町村財政を圧迫していくことは明らかである。

- こうした財政状況の中、市町村では臨時財政対策債の発行や基金の取崩しなどにより対応せざるを得ないが、この基金についても、平成24年度には底をつくと予測されるため、現在の対処方法を継続していくことは極めて困難である。

(2) 神奈川県及び県内市町村の財政状況

ア 神奈川県

- 神奈川県は、首都圏に位置し、大規模法人が多く、県民所得も高いなど比較的税源が多いことから、全国的にみて歳入全体に占める県税収入の割合が高く、平成20年度の財政力指数（過去3年間の平均値）は0.96と全国平均0.52の約2倍であり、高い財政力を有している。
- しかしながら、景気後退による県税収入の減少などにより、平成5年度以降は地方交付税の交付団体となっている。平成22年度当初予算においては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額は過去最高の3,600億円となり、このうち臨時財政対策債は2,800億円で78%を占めている。（※6）
- こうした厳しい財政状況において、臨時財政対策債の発行と併せて、基金の取崩しなどにより対応しているが、その基金についても、平成2年度には2,141億円であったものが、平成22年度当初予算においては95億円まで急減しており、ほぼ底をついている状況となっている。
- 神奈川県の中期財政見通し（平成22～26年度）によると、臨時財政対策債を見込まない場合の財源不足額は、5年間で1兆7,450億円に達する見込みである。これは、介護・措置・医療関係費が毎年100億円規模で増加することに加え、公債費が大幅に増加することなどによるものである。（※7）
- 比較的財政基盤が強い神奈川県でさえも、このような多額な財源不足が見込まれており、これに加え、将来的には社会保障関係費等の増加により、さらに県財政が圧迫していくものと予想されている。

（※6） 平成23年度当初予算では、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は3,250億円であり、このうち、臨時財政対策債は2,450億円で75%を占めている。

（※7） 臨時財政対策債を見込んだ場合の財源不足額は、5年間で1兆400億円の見込みである。

イ 県内市町村

- 平成21年度決算では、景気低迷の影響が税収にも反映し、法人市町村民税が過去最大レベルの減少率（△36.8%）を記録するなど、市町村税収は6年ぶりの減収となった。
- 一方、生活保護等の扶助費や国民健康保険事業に係る繰出金等など義務的な歳出が増加しているため、県内市町村は、臨時財政対策債の発行や基金の取崩しなどにより、財源不足額を補填せざるを得ない状況となっており、厳しい財政運営を強いられている。

(3) まとめ

- 平成22年度の地方財政対策により地方交付税が約1兆1,000億円増額されたが、臨時財政対策債を約7兆7,000億円発行するなど、必要な歳出に対して地方税財源が不足する構造的な歳入不足は改善されていない。
- 今後、都道府県・市町村ともに、医療・介護・国民健康保険など、法令により義務付けられている社会保障関係費が一層増加する見込みであり、また、こうした義務的経費以外についても、地方自治体が単独で実施している社会保障サービスの経費も確実に増加していく見込みである。
- 全国知事会の試算によれば、社会保障関係費の増加などにより、都道府県と市町村を合わせた財源不足は、平成25年度には10.4兆円にまで拡大し、地方財政を大きく圧迫していくと想定され、地方自治体の財政運営が行き詰まることが懸念される。

2 地方税財源を充実・強化する必要性

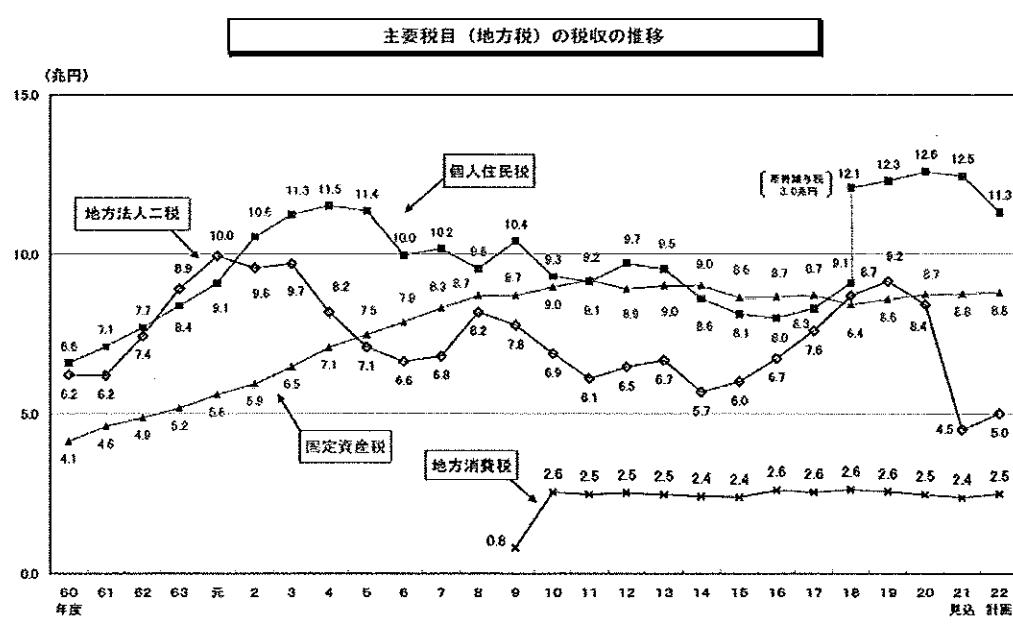
- こうした財源不足に対し、地方自治体では、徹底した行政改革を実行するなど、歳出削減を図っている。
- 都道府県・市町村では、平成11年度から21年度までの間に一般行政職員を17.7%削減するなど、合計で約38万人の人員を削減している。また、人件費については、職員給与などのカットを実施しており、平成23年度までの削減額は都道府県ベースで約1兆9,400億円に達する見込みとなっている。
このほか、都道府県は、出先機関の統廃合（2,679箇所）や第三セクターの統廃合（737箇所）、事務事業の見直しを含む内部経費の削減などに取り組み、徹底した行政改革を行っている。
- 一方、地方自治体は住民生活に不可欠な教育や警察などの行政サービスを提供しており、サービス水準の切り下げは住民生活に直接影響を与えることを考慮すると、行政改革は継続的に行われるとしても、地方自治体の歳出削減努力には限界がある。

- これらのことと踏まると、地方自治体は、住民への行政サービスと歳入のギャップによる構造的な財源不足に陥っていると言える。このため、地方自治体では、臨時財政対策債の発行等による対処療法を行っているが、こうした手法には限界があり、このままでは、現行の行政サービスすら維持できなくなる懸念がある。
- こうした状況に加えて、今後、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加ペースが一層強まっていくことを踏まえ、社会保障をはじめとする行政サービスを将来にわたり持続して提供していくためには、抜本的歳入増加策を講じ、安定的かつ十分な財源を確保していくことが必要不可欠である。

3 地方消費税の充実（なぜ、地方消費税なのか）

- 現行の都道府県税は景気の変動を受けやすい不安定な財政構造となっている。
しかしながら、地方税は、全国で一定水準以上の行政サービスを安定的に提供するための財源であることから、地域的普遍性を備え、税収が安定的である税目が望ましい。この点で地方消費税は、2兆4,000億円から2兆6,000億円の税収規模で安定的に推移しており、また、各都道府県の人口一人当たりの税収配分額（平成20年度決算ベース）について全国平均を100とする指数で見た場合には、最大の東京都が140.6、最小の沖縄県が76.0となり、その格差は約1.8倍と他の税目に比して税収の偏在度が低いと言える。

図表 8



平成22年 地方税関係資料ハンドブックより

地方消費税の収支の普遍性について

図表 8-2

(各都道府県の人口 1人当たりの収支額の最大値／最小値の倍率)

税目	最大値	最小値	倍率
地方消費税(清算後)	140.6(東京都)	76.0(沖縄県)	1.8倍
個人住民税	165.9(東京都)	54.4(沖縄県)	3.0倍
法人二税	265.6(東京都)	40.1(奈良県)	6.6倍
固定資産税	149.7(東京都)	68.6(長崎県)	2.2倍
地方税収合計	176.4(東京都)	58.4(沖縄県)	3.0倍

備考 1 平成20年度決算。人口は住民基本台帳(H21.3.31)による。

2 最大値および最小値は、全国平均を100とした場合の指標。

- 少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係の義務的経費のほかに、特に医療や介護、子育て支援等の分野において、地域の実情を踏まえた独自の社会保障サービスを充実させる必要性が高まっていくことから、これらの行政サービスを持続的に提供していくためには、安定的な自主財源を確保していく必要がある。こうした観点から、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方消費税は、少子高齢社会における地方財政を支える税として相応しいと言える。
- 経済的な中立性、投資誘因性等の観点からは、多段階型付加価値税が最も優れているという指摘もある。また、現在の地方税体系における、所得課税、資産課税、消費課税のバランスを見た場合には、地方消費税の税率を引き上げることによって、地方税における間接税の割合を高め、バランスのとれた税体系を構築することができる。
- 一方、諸外国における税制を見てみると、イギリス、ドイツ、フランスでは、税収全体に占める付加価値税の税収割合は、それぞれ、22.2%、30.7%、26.0%であり、付加価値税は重要な財源の一つと位置付けられており、EU加盟国では15%を下限とする税率水準が適用されている。(※8)

アジア諸国においても、中国は17%、シンガポールやタイは7%の税率が適用されており、隣国の韓国では、制度の導入は1997年と付加価値税の歴史は浅いものの、既に10%の税率が適用されているなど、いずれも税体系における主要な地位を占めている。

また、州税として付加価値税を導入しているカナダでは、連邦分は5%、オンタリオ州などの州分は8%であり、合計13%の税率となっている。(※9)

(※8) EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降の付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。ルクセンブルクは下限の15%の税率を適用しており、デンマークやスウェーデンでは25%の税率を適用している。

(※9) ブリティッシュコロンビア州は7%の税率が設定しており、これと連邦分の税率を合わせると、合計12%の税率となる。

- 地方消費税創設時においては、その税率水準は社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点や、地方財政の状況などを総合的に勘案して検討を加えることとされた。こうした趣旨を踏まえ、地方財政の現状や将来推計、将来的な社会保障関係費の増加等の状況を考慮すると、その財源を地方消費税に求めることは創設時の趣旨に沿うものであると考えられる。

＜まとめ＞

現在、地方自治体は、住民への行政サービスと歳入とのギャップによる構造的な財源不足に陥っているが、これに加えて、今後、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加ペースが一層強まっていくことなどから、地方自治体の財政運営が行き詰まることが懸念される。

地方自治体は、住民生活に不可欠な行政サービスを提供しており、社会保障をはじめとする行政サービスを持続的に提供していくためには、安定的かつ十分な財源を確保していく必要がある。

地方消費税は、税源が普遍的であり、税収も安定的であることから、少子高齢社会における地方財政を支える税として相応しい税目である。

また、地方消費税創設時には、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点や、地方財政の状況等を総合的に勘案して税率を検討することとされたところであり、財源不足が顕在化している地方財政の現状や将来的な社会保障関係費の増加等の状況を考慮すると、その財源を地方消費税に求めることは創設時の趣旨に沿うものである。

第4章 地方消費税の税率水準の検討

地方消費税の税率設定を検討するに当たり、例えば、プライマリーバランスの均衡を目指とした試算や、社会保障関係費を含む人件費や公債費などの義務的経費を賄うことを目指とした試算を行うことが考えられる。

本章では、地方消費税の税率水準として、義務的経費である、いわゆる高齢者3経費を地方全体として賄うことができる税率水準を設定し、シミュレーションを行うこととした。なお、このシミュレーションでは、地方自治体が地方消費税の税収を一般財源として活用することを前提としており、福祉目的税化は意図していない。

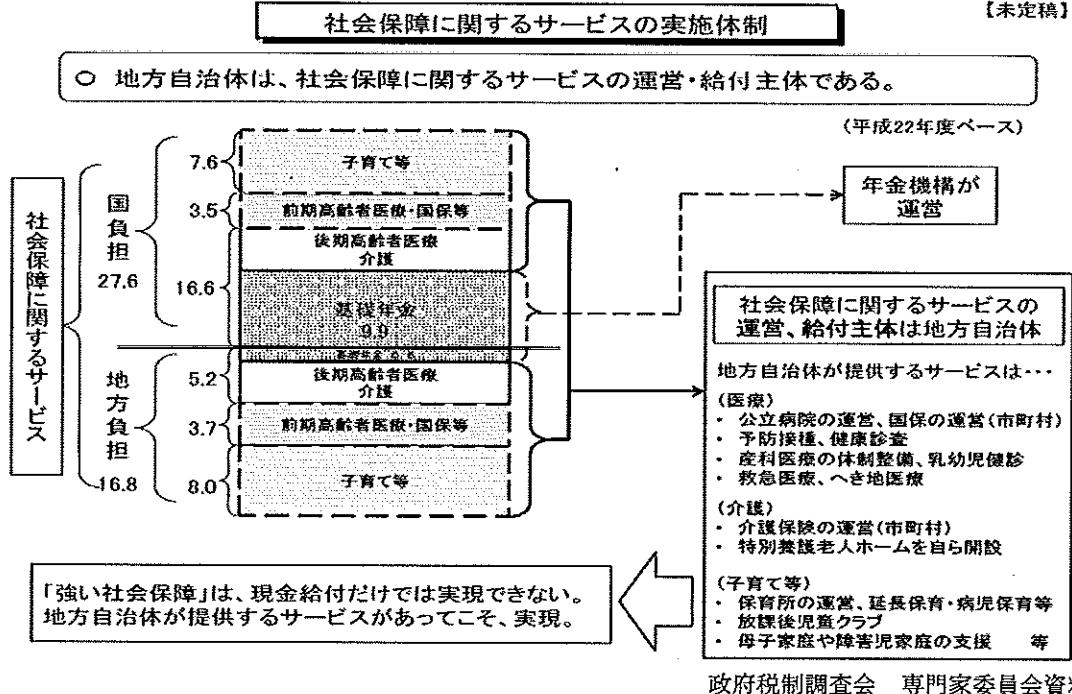
1 税率水準の設定

- 現在、消費税の税収（地方交付税の原資を除く。）は、いわゆる高齢者3経費（基礎年金・高齢者医療・介護）に充てられている。

こうした義務的経費は地方自治体も負担しており、平成22年度における負担額は約8.9兆円にものぼり、今後、こうした義務的な社会保障関係経費の増加ペースが一層強まっていくことは明らかである。このため、現在の厳しい財政状況に加え、さらに地方財政が圧迫されていくこととなり、安定的な行政サービスの提供に支障をきたす懸念がある。

図表9

【未定稿】



- こうした状況を踏まえ、現行の社会保障制度を前提として、社会保障関係費のうち義務的経費である高齢者3経費に見合う税収が確保できる地方消費税の税率水準を4%と設定した上で、地方自治体（都道府県と市町村の財政状況を合算）の財政状況をシミュレーションする。なお、シミュレーションは、都道府県産業連関表によるマクロ税収配分方式に基づき試算した。

図表10

地方消費税 税率4%時の財政状況シミュレーション

(単位:百万円)

都道府県	地方消費税 1%相当額 (1%)	財政需要額 (①)	基準財政収入額 (②)	4%時の 財政収入額 (③) (=②+ 3%相当分)	4%時の 財源不足額 (④) (=③-①)
北海道	121,449	2,802,014	970,736	1,335,083	-1,466,931
青森	21,725	709,621	209,231	274,407	-435,214
岩手	23,543	728,785	211,780	282,408	-446,377
宮城	40,753	927,070	431,637	553,896	-373,174
秋田	21,513	629,171	166,430	230,970	-398,201
山形	18,398	596,464	184,681	239,876	-356,588
福島	34,669	900,378	363,468	467,474	-432,904
茨城	54,339	1,038,169	534,875	697,891	-340,278
栃木	36,577	738,412	390,880	500,610	-237,802
群馬	35,825	756,981	381,013	488,487	-268,494
埼玉	117,987	1,972,149	1,288,541	1,642,503	-329,646
千葉	114,444	1,651,998	1,044,984	1,388,315	-263,683
東京	340,005	2,585,567	1,883,625	2,903,639	318,072
神奈川	172,742	2,180,810	1,605,408	2,123,633	-57,177
新潟	43,589	1,118,838	430,490	561,258	-557,580
富山	26,173	502,498	217,639	296,159	-206,339
石川	22,560	537,577	225,690	293,369	-244,208
福井	15,857	412,240	162,292	209,862	-202,378
山梨	16,646	447,010	158,107	208,046	-238,964
長野	40,064	996,683	394,632	514,824	-481,859
岐阜	38,118	848,776	390,264	504,618	-344,158
静岡	70,130	1,228,424	733,695	944,085	-284,339
愛知	170,249	2,073,515	1,432,121	1,942,868	-130,647
三重	40,103	732,736	357,425	477,733	-255,003
滋賀	22,409	555,093	266,783	334,010	-221,083
京都	45,503	982,777	511,831	648,341	-334,436
大阪	177,652	2,882,672	1,816,269	2,349,224	-533,448
兵庫	98,660	2,037,818	1,099,942	1,395,923	-641,895
奈良	24,604	561,228	225,535	299,346	-261,882
和歌山	18,671	506,490	168,041	224,054	-282,436
鳥取	10,655	362,515	96,128	128,092	-234,423
島根	14,118	500,807	118,010	160,363	-340,444
岡山	35,176	825,950	365,827	471,356	-354,594
広島	53,992	1,130,459	567,292	729,269	-401,190
山口	27,625	661,299	266,634	349,509	-311,790
徳島	14,395	438,055	138,450	181,634	-256,421
香川	18,035	445,687	191,061	245,166	-200,521
愛媛	25,296	655,189	247,715	323,603	-331,586
高知	15,266	483,627	120,039	165,838	-317,789
福岡	85,854	1,811,040	918,231	1,175,792	-635,248
佐賀	13,892	430,824	136,845	178,522	-252,302
長崎	23,976	723,292	215,528	287,455	-435,837
熊本	29,622	824,021	279,812	368,678	-455,343
大分	22,843	583,798	205,842	274,372	-309,426
宮崎	19,777	572,044	174,973	234,304	-337,740
鹿児島	31,837	887,208	259,064	354,576	-532,632
沖縄	21,385	604,054	193,188	257,342	-346,712
合計	2,488,700	46,581,835	22,752,688	30,218,788	-16,363,047

備考1 財政需要額①は、都道府県及び市町村の基準財政需要額と臨時財政対策債の合計額を記載した。

2 基準財政収入額②は、都道府県及び市町村の基準財政収入額の合計額を記載した。

3 税收分配シェアは、平成17年都道府県産業連関表（和歌山県は平成12年）及び平成19年都道府県県民経済計算より算出したものを使用した。

4 地方消費税1%相当額は平成22年度地方財政計画を、基準財政需要額及び基準財政収入額については平成22年度普通交付税決定額の算定基礎を、臨時財政対策債は平成22年度発行可能額を使用した。

2 シミュレーションの概要

- このシミュレーションによると、地方消費税の税率を4%まで引き上げた場合であっても、東京都以外の道府県では財源不足がなお残ることとなる。
したがって、地方自治体が標準的な行政水準を維持していくためには、引き続き地方交付税による財源措置が必要となる。
- このシミュレーションでの財源不足額（合計額）は約16兆円となることから、現行と同規模の地方交付税（約16兆円）により財源調整が行われた場合には、地方自治体は臨時財政対策債を発行することなく、現行と同じ水準の行政サービスを提供していくことができるという試算になった。
- このシミュレーションは、あくまで現行の社会保障制度を前提として高齢者3経費を賄うレベルの税率を設定した上での試算である。したがって、社会保障制度を含む国と地方自治体の役割分担の見直しや今後の義務的経費の増加等により状況が変化した場合には、それに応じた試算を行うことが必要である。
- なお、地方自治体は、高齢者3経費などの法定の義務的給付のほか、地域住民の要請に基づいた独自の社会保障サービスを提供しているが、こうしたサービスについては、その全てが地方交付税の対象として措置されているわけではない。
したがって、地方自治体の独自のサービスも持続的に提供していくことができるような安定的な財源確保についても検討していく必要がある。

<まとめ>

現行の社会保障制度を前提として、社会保障関係費のうち義務的経費である高齢者3経費に見合う税収が確保できる地方消費税の税率水準を4%と設定した。その上で、地方消費税を引き上げた場合の地方自治体の財政状況シミュレーションを行った。

このシミュレーションによれば、税率を4%に引き上げた場合でも、なお、現行と同規模の地方交付税（約16兆円）による財源調整の必要性が明らかになったが、地方自治体の財政基盤強化のためには、こうした義務的経費に加え、子ども支援や就労支援などの独自の行政サービスも持続的に提供できるような安定財源確保を検討していく必要がある。

第5章 譲渡割に係る賦課徴収体制

現行の譲渡割に係る賦課徴収事務は、国が消費税の賦課徴収と併せて行うこととされているが、この執行体制は、納税者の事務負担の軽減を図るために「当分の間」の暫定的な措置である。

今後、地方消費税の税率が引き上げられた場合、都道府県自らが賦課徴収事務を行い、税収確保に努めていくことは極めて重要である。

そこで、本章では、都道府県自らが賦課徴収事務を行う必要性について指摘した上で、賦課徴収コストや今後の課題について検討する。

1 本則規定に基づき賦課徴収を行う必要性

- 地方消費税の貨物割の賦課徴収事務については、地方税法の本則規定で、国が消費税の賦課徴収と併せて行うこととされている。このことは、都道府県が税関機能を有していないことから合理性がある。
- これに対し、譲渡割に係る賦課徴収事務は、納税者の事務負担を考慮し、地方税法の附則規定により、当分の間、国にその賦課徴収を委託すると規定されており、現在、国の消費税と併せて地方消費税の賦課徴収が行われている。しかしながら、この措置は、あくまでも暫定的な執行体制であり、地方消費税は都道府県が課税権を有する地方税である以上、税収確保の努力も都道府県自らが行わなければならない。
- 将来的に地方消費税の税率が引き上げられた場合には、地方自治体の財政を支える安定的な基幹税として、一層その重要度は増してくる。こうした地方財政を支える基幹税について、都道府県自らが賦課徴収事務に携わらない状態を放置していくことは、地方税のあり方を考えていく上で大きな課題である。
- また、地方消費税が導入されてから既に14年が経過したが、都道府県税でありながら自ら賦課徴収事務に携わっていないため、独自財源という認識が希薄となっている可能性がある。そのため、県民周知やアピールが不足し、結果として、納税者である県民も地方消費税を納付している意識が低下しているものと思われる。
- 地方消費税導入の経緯や趣旨に鑑みると、都道府県と市町村の共同の独自財源としての性格も有している。都道府県と市町村は、この趣旨や地方の独自財源であることを改めて認識し、一体となって税源涵養や税収確保に向けた取組を行っていく必要がある。

- 既に、地方消費税は納税者に定着した税目となっており、地方税法の本則規定に基づく申告・納付に移行した場合であっても納税者に過度の事務負担とならないと考えられることや、本則規定での地方消費税は、納税者の事務負担等を考慮した賦課徴収形態であること、さらに、現行の譲渡割に係る賦課徴収体制はあくまで暫定的な執行体制であることを踏まえ、地方税法の本則規定への移行を視野に入れた都道府県の賦課徴収体制の構築に向け、環境整備を図っていくべきである。

2 賦課徴収コスト

- 本則規定への移行に当たっては、具体的な賦課徴収コストを把握した上で、都道府県の賦課徴収体制について、どのような環境整備を図るべきかを検討する必要がある。

- そこで、神奈川県を例として、地方消費税の譲渡割に係る賦課徴収事務を行った場合に必要な賦課徴収コストを試算したところ、毎年人件費が約31億円、電算システムの運用管理費が約5千万円、本則規定に移行する際の電算システム開発経費が約8億円であった。

また、必要人員については、約300名程度の人員確保が必要と見込まれ、そのうち徴収担当業務に少なくとも270名程度が必要であるとの試算結果となった。

- 現在、神奈川県の賦課徴収経費は年間約280億円、税務職員数は約840名程度であることから、これとの対比では、賦課徴収経費は約11%増加、人員は約36%増員させることが必要との試算となつたが、歳出削減や人員削減など継続的な行政改革が求められている中、現行の執行体制の下で、この新たな負担を吸収することは難しい面があると思われる。

こうした状況は、恐らく、他の都道府県でも同様と推察されるところであり、今後、地方消費税の賦課徴収事務を都道府県が行うためには、税務行政の事務執行について、抜本的な効率化を図る必要がある。

3 課題

- 税務行政の効率化を図る上で、大きく寄与すると考えられるのが自動車税における車検時徴収制度である。現在、毎年度課税し、徴収している自動車税について、車検時徴収制度を導入することにより、事務量の大幅な軽減が図られ、自動車税に充てる人員を削減することができる。このようにして必要人員を確保した上で、地方消費税の賦課徴収事務に充てるなど、現行の賦課徴収制度の見直しを含めた環境整備を図り、本則規定に基づく賦課徴収を実施できる体制を構築していくことが必要である。

- また、本則規定に基づき都道府県が徴収事務を行う場合には、徴収した税が清算により他の都道府県に配分されるため、徴収した税収額と最終的な税収の帰属額が一致せず、積極的に徴収努力を行わないのではないかという指摘もある。こうしたこと踏まえ、徴収のインセンティブを働かせるような制度設計についても検討していく必要がある。

<まとめ>

今後、地方消費税の税率が引き上げられた場合、都道府県自らが賦課徴収事務を行い、税収確保に努めていくことは極めて重要である。こうした観点から、現行の賦課徴収制度の見直しを含め、都道府県の税務行政における環境整備を図り、本則規定に基づく賦課徴収体制を構築していく必要がある。

第6章 その他の論点

地方消費税の税率引上げは、消費税と一体で議論されると想定されるが、消費税と地方消費税を合わせた税率が一定の水準に達した場合には、より透明性・信頼性の高い制度設計が要求されるとともに、低所得者の負担軽減などの配慮が必要になる。

こうした課題は、税制度全体を通じて検討されるべき課題であり、国税である消費税の制度設計上の問題でもあることから、本報告書では、主な論点について整理することとし、今後の検討において議論を深めていくこととした。

1 透明性・信頼性の確保

- 免税点制度は納税者の事務負担の軽減を目的として導入された制度であるが、免税事業者に「益税」が発生する問題が指摘されている。
- この問題に対処するため、平成16年4月、免税点の課税売上高が3,000万円から1,000万円に引き下げられ、全体の事業者のうち、個人事業者の43.6%、法人の82.2%が消費税の課税事業者となったが、個人事業者の半数以上（56.4%）は、免税事業者のままの状況であった。

図表11

免税点引下げ（3,000万円→1,000万円）による影響（平成16年4月1日施行）

① 課税事業者等の状況

（単位：1,000者）

	既存課税事業者	新規課税事業者数	改正後の 課税事業者数	改正後における 免税事業者数
個人事業者	537	882	1,419 (43.6%)	1,838 (56.4%)
法人	1,719	481	2,200 (82.2%)	476 (17.8%)
合計	2,255	1,363	3,619 (61.0%)	2,314 (39.0%)

② 消費税の課税状況（地方消費税は含まない。）

	平成16年度		平成17年度		増 加 率	
	申告件数 (件)	申告納税額 (百万円)	申告件数 (件)	申告納税額 (百万円)	申告件数	申告納税額
個人事業者	406,571	240,228	1,565,958	497,507	385.2%	207.1%
法人	1,613,048	9,276,949	1,991,299	9,529,017	123.5%	102.7%
合計	2,019,619	9,517,177	3,557,257	10,026,524	176.1%	105.4%

国税審査分科会資料より

- 一方、簡易課税制度については、適用上限の課税売上高やみなし仕入率の見直しが累次にわたり行われている。特に、みなし仕入率は事業の種類ごとに仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定めることとされ、創設時には90%と80%の2区分であったが、平成6年の税制改革（平成9年4月施行）において、卸売

業、小売業、製造業等、サービス業等、その他事業の5区分に改められ、現在まで、それぞれのみなし仕入率が適用されている。

- みななし仕入率は一定の範囲で益税や損税が発生することを前提としていると解されるが、現実の取引実態と大きく乖離している場合には、益税が許容の範囲を超える、消費税や地方消費税制度の信頼性を損なうことにもなりかねない。
- 消費税と地方消費税の税率を引き上げる場合には、透明性や信頼性を確保していくことがさらに強く要請されるため、免税点制度や簡易課税制度の見直しを検討していくことが必要となる。

2 負担の逆進性の緩和

- 消費課税は所得に対し逆進的であるため、消費税と地方消費税を合わせた税率水準を議論する場合には、低所得者層の負担の逆進性を緩和するための配慮が必要となる。
- 負担の逆進性を緩和する方法としては、①軽減税率や非課税、ゼロ税率を導入する手法と、②既にOECD加盟国で導入されている給付付き税額控除を導入する手法が考えられる。
- 軽減税率や非課税、ゼロ税率を導入した場合には、経済活動に対する中立性を確保することが困難であることや事業者の事務負担や徴税コストが増加するといった課題があることから、政府税制調査会では極力単一税率が望ましいと指摘している。 (※10)
- これに対し、給付付き税額控除は制度として簡素であり、また、軽減税率等を導入した場合の恩恵は低所得者だけでなく全ての者に波及するのに対し、給付付き税額控除制度は、低所得者に限定した上で直接給付を行うことから効率的な制度であると言える。
- したがって、負担の逆進性を緩和するためには、給付付き税額控除制度を活用すべきであるが、不正給付等を防止し、円滑な運営を図る観点から、納税者番号や住民基本台帳を活用した番号制度を導入するなどの環境整備を行うことが導入の前提となる。

(※10) 政府税制調査会では、「制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい」(平成17年度答申)、「社会保障の安定的な財源として一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない」(平成20年度答申)、「逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していく」(平成23年度税制改正大綱)と指摘しており、軽減税率の導入に否定的である。

～ 終 章 ～

(地方消費税のあり方に関する提言)

(地方消費税の清算基準)

地方消費税の税収配分は、仕向地原則に基づき消費に関する指標により都道府県間で清算し、最終消費地と税収の帰属地の一致を図ることとされている。しかしながら、現行の清算基準は、捕捉すべき最終消費が除外されているなど、いくつかの問題点が指摘されている。今後、経済センサスの導入により清算基準の精緻化が図られることが期待できるが、将来的には、都道府県産業連関表を整備し、仕向地原則に基づくより精緻な税収配分方式を構築することが望まれる。

(地方消費税充実の提言)

現在、地方財政は、住民への行政サービスと歳入とのギャップによる構造的な財源不足に陥っている。これに加え、今後、少子高齢化の進展に伴い、社会保障をはじめとする財政需要も増加していくことから、地方財政は一層圧迫され、地方自治体の財政運営が行き詰まることが懸念される。

地方自治体は、住民生活に欠かすことのできない教育や警察などの行政サービスを提供しており、こうした行政サービスを持続的に提供していくためには、抜本的歳入増加策を講じ、安定的かつ十分な財源を確保していく必要がある。

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定的であり、少子高齢社会における地方財政を支える税として相応しい税目である。

また、地方消費税創設時においては、その税率水準は社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点や、地方財政の状況等を勘案して検討するとされたところであり、地方財政の現状や将来的な社会保障費の増加等を踏まえると、今後、地方消費税に財源を求めていくことは、その趣旨に沿うものであると考えられる。

以上のことを踏まえ、当研究会は、社会保障をはじめとする行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、社会経済情勢を勘案しつつ、地方消費税の税率を引き上げることを提言する。

なお、地方消費税・消費税における「負担の逆進性」の問題については、税制度全体を通じて検討されるべき課題であり、当研究会では、今後の検討課題と位置付け、議論を深めていきたいと考えている。

(地方消費税の充実に向けて)

今後、地方消費税の税率が引き上げられた場合、都道府県自らが賦課徴収事務を行い、税収確保に努めていくことは極めて重要である。このため、自動車税に車検時徴収制度を導入し、人員配置を効率化することにより必要人員を確保するなど、地方税法本則への移行を視野に入れた賦課徴収体制の構築に向け、環境整備を図っていくべきである。

参考文献

- 片桐正俊・御船 洋・横山 彰[2010]、『グローバル化財政の新展開』中央大学経済研究所。
- 片山信子[2008]、「社会保障財政の国際比較」『レファレンス』10月号 国立国会図書館。
- 鎌倉治子[2010]、「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報』ISSUE BRIEF NUMBER 678 国立国会図書館。
- 鎌倉治子[2008]、「諸外国の付加価値税（2008年版）」『基本情報シリーズ』国立国会図書館。
- 小池拓自[2008]、「消費税を巡る議論」『調査と情報』ISSUE BRIEF NUMBER 609 国立国会図書館。
- 佐藤 進・滝 実 編[1995]、『地方消費税』地方財務協会。
- 地方財務協会編[1988]、『改正地方税制詳解』地方財務協会。
- 地方財務協会編[1989]、『改正地方税制詳解』地方財務協会。
- 地方財務協会編[1994]、『改正地方税制詳解（平成6年抜本改革版）』地方財務協会。
- 地方財務協会編[1997]、『改正地方税制詳解』地方財務協会。
- 地方消費税研究会編[1998]、『逐条解説 地方消費税』ぎょうせい。
- 地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会[2010]、『地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書』地方自治情報センター。
- 地方消費税の清算基準に関する研究会[2008]、『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』地方自治情報センター。
- 地方消費税勉強会[2006]、『地方消費税勉強会報告書』地方自治情報センター。
- 地方税務研究会[2010]、『抜本的税制改革と地方税』日本租税研究協会。
- 財務省[2010]、「日本の財政関係資料」。
- 税制調査会[2004]、『税制調査会海外調査報告』。
- 全国知事会[2010]、「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」。
- 東京財団政策研究[2010]、「給付付き税額控除 具体案の提言」東京財団。
- 馬場義久[2010]、「高福祉国家と消費税」『税務経理』10月22日。
- 堀場勇夫・望月正光[2009]、「カナダの協調売上税とマクロ税収配分システム」『青山経済論集』第61巻第1号。
- 宮島 洋[2010]、「社会保障と財政・税制」宮島 洋・西村周三・京極高宣 編、『財政と所得保障』東京大学出版会。
- 宮島 洋[2003]、「消費課税の理論と課題」宮島 洋 編『消費課税の理論と課題』税務経理協会。
- 持田信樹・堀場勇夫・望月正光[2010]、「地方消費税の経済学」有斐閣。
- 持田信樹[2009]、「財政学」東京大学出版会。
- 持田信樹[2007]、「地方消費税の理論と課題」『経済学論集』第74巻第2号。
- 持田信樹[2010]、「地方消費税への視角」CIRJE-J-220（東京大学・日本経済国際共同研究センター・ディスカッションペーパー）。
- 持田信樹編[2006]、「地方分権と財政調整制度」東京大学出版会。
- 持田信樹[2004]、「地方分権の財政学」東京大学出版会。
- 持田信樹[2001]、「付加価値税の政府間割当て」『地方財政』第40巻第5号、地方財務協会。
- 望月正光[2008]、「産業連関表に基づく地方消費税のマクロ清算方式」『経済経営研究所年報』第30集。
- 森信茂樹[2008]、「わが国への導入の意義・課題と日本型児童税額控除の提言」森信茂樹編『給付付き税額控除』中央経済社。
- Department of Finance (Canada) [2003a]、"Revenue Allocation"（カナダ財務省内部資料『カナダの税源配分』）。
- Department of Finance (Canada) [2003b]、"Structural Overview of the Revenue Allocation Framework"（カナダ財務省内部資料『カナダの税源配分の構造』）。

参考ホームページ

- Canada Revenue Agency : <http://www.cra-arc.gc.ca/E/pub/gm/b-083r/b-083r-e.html>